



犬の登録（生涯1回）、狂犬病予防注射（毎年1回）、市から交付された鑑札と注射済票を犬に着けることは、狂犬病予防法で義務付けられています。行わなかった場合は、20万円以下の罰金に処される場合があります。

◆犬の登録

場 環境推進課、動物病院（各病院に問合せ）、
狂犬病予防集合注射会場（表）

¥ 3,000円

◆狂犬病予防注射

場 狂犬病予防集合注射会場（表）、動物病院

¥ 3,500円

※動物病院での金額は、各病院に問合せ

持 狂犬病予防注射案内通知書

会場での注意事項

- ・お金はおつりのないようにお持ちください。
- ・首輪とリード（引き綱）を着け、犬を制御できる人が連れてきてください。会場内での事故は、責任を負いません。
- ・犬の体調不良や治療中などにより、注射が受けられない場合もあります。
- ・注射による副作用が起こる場合がありますので、注射後は安静にして、犬の状態に十分注意してください。
- ・フンの後始末は、飼い主が行ってください。

狂犬病予防集合注射日程表

	日時	場所
4月8日 (月)	10時～10時45分	東刈谷市民センター
	11時15分～11時45分	高須地域広場（高須市民館隣）
	13時15分～14時	小垣江市民センター
	14時30分～15時	小垣江東幼稚園
9日 (火)	10時～10時30分	一ツ木市民館
	11時～11時30分	一里山市民館
	13時～13時45分	富士松市民センター第2駐車場
	14時15分～14時45分	泉田市民館
10日 (水)	10時～10時30分	築地市民館
	11時～11時30分	小山市民館
	13時～13時30分	熊野公園（雨天時 土木管理事務所）
	14時～14時45分	元刈谷市民館
11日 (木)	10時～10時30分	子ども相談センター
	11時～11時30分	重原市民館
	13時15分～13時45分	森下公園（雨天時 半城土市民館）
	14時15分～14時45分	板倉公園（雨天時 板倉会館）
12日 (金)	10時～10時45分	北部市民センター
	11時15分～11時45分	西境市民館
	13時30分～14時	井ヶ谷市民館

犬の所在地などに変更はありませんか？

※雨天決行

毎年3月末に、市に登録のある全ての犬の飼い主へ狂犬病予防注射案内通知書を送付していますが、転居などにより通知書が返送されるケースが増えています。市内での転居・飼い主の変更・犬の死亡などがあった場合は、環境推進課へ届出をしてください（電話連絡可）。

※市外への転出は転出先市区町村での届出が必要

県内で犬や猫を合わせて10頭以上飼う人の届出が4月から義務化されます

問 県動物愛護センター (☎0565-58-2323)

届出期間 同一の敷地内で、飼養または保管する生後91日以上の子犬と猫が、合わせて10頭以上になった日から30日以内

※令和6年4月1日時点で既に10頭以上飼養または保管している飼い主は、4月30日(火)までに届出をしてください。

届出先 県動物愛護センター本所

他 届出者には、犬や猫の適切な飼い方の講習があります。

猫による被害でお困りの人へ

猫よけ器を貸し出します

敷地内に侵入する猫のふん尿などの被害を軽減する猫よけ器（センサーで猫の動きを感知し、猫が嫌がる超音波を発生させる装置）を効果の検証用に貸し出します。

貸出期間 2週間 貸出回数 1台 ※1世帯につき年度内1回

対 猫による被害があり、自宅の敷地内に猫よけ器を設置する人

持 本人確認書類（氏名・住所の確認ができるもの）

他 使用に必要な電池（単1形4本）は各自で用意してください。

申問 電話（62-1017）で空き状況を確認の上、直接、環境推進課へ。

ID 1010917



（幅96mm、奥行き27mm、高さ229mm、重量約470g）